

紀美野町国際交流員の派遣要綱

令和 8 年 8 月 20 日

告示第45号

(目的)

第1条 この告示は、町民又は町内の団体（以下「町民等」という。）が実施する国際交流活動等に対して、国際交流員（CIR）を派遣する場合の手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 国際交流員を派遣する活動は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 主に町内に在住、通勤、通学又は通園する者を対象に行う活動であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 地域の国際交流活動

イ 異文化理解のための活動

ウ 教育機関における特別活動及び課外活動

エ その他町長が特に必要と認めた活動

(2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがある活動でないこと。

(3) 政治、宗教又は営利を目的として実施される活動でないこと。

(派遣の制限等)

第3条 国際交流員を派遣する区域は、紀美野町内とする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

2 国際交流員の派遣は、月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日まで（休日を除く。）を除く。）の午前8時30分から午後4時30分までの間において行うものとする。ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(派遣の申請)

第4条 国際交流員の派遣を受けようとする町民等は、派遣を希望する日の2週間前までに国際交流員派遣申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容、国際交流員の業務予定等を勘定して、国際交流員派遣決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

(費用の負担)

第6条 国際交流員に対する謝礼は、不要とする。

2 国際交流員の派遣に要する費用、交通費及び会場の準備、その他材料費等に要する費用は、町民等の負担とする。

(派遣の取消し)

第7条 町長は、第5条の決定通知を受けた町民等が、申請と異なる活動を行ったとき、又は国際交流員の派遣の目的を達成することができないと認めたときは、派遣を取り消し、又は中断することができる。

(報告)

第8条 国際交流員の派遣を受けた町民等は、派遣完了後1カ月以内に、国際交流員等派遣実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、国際交流員の派遣に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

国際交流員派遣申請書

年 月 日

紀美野町長 様

紀美野町国際交流員を活用したいので、次のとおり派遣を申請します。

申込者	団体名、学校名	
	代表者氏名	
	連絡先電話番号 (携帯電話も可)	
	連絡先メールアドレス	@
行事名		
活動内容 (具体的に)		
希望日時		年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 午前・午後 時
会場名		
会場住所		
参加人数		
その他希望		

※国際交流員の派遣に必要な交通費等については、申請者に負担をお願いしております。
(交通費以外の謝礼等は、お受け取りできかねますのでご遠慮ください。)

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

様

紀美野町長

国際交流員派遣決定通知書

年 月 日付で申請がありました国際交流員派遣につきましては、
下記とおり決定しましたので通知します。

記

1. 派遣業務

2. 派遣日

年 月 日

年 月 日

紀美野町長 様

氏名又は団体名
(申請者) 団体の場合は代表者氏名
住所又は所在地
電 話 番 号

国際交流員派遣実績報告書

紀美野町国際交流員の派遣について、行事が終了したので報告します。

行 事 名	
実 施 日 時	
実 施 会 場 名	
参 加 人 数	人
実 施 内 容	※実施時の様子が分かる写真等を添付してください。
感 想 ・ 意 見 等	